

埼玉県知事 大野元裕様

日本共産党埼玉県議会議員団
団長 柳下礼子

埼玉県の医療的ケア児支援センターの役割と機能に関する要望

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律に基づき、本県でも医療的ケア児支援センター創設にむけ準備が進められています。埼玉県医療的ケア児支援センター等あり方検討会議において当事者も交えて、センターに求められる役割と機能について検討されています。

党県議団は多年にわたり医ケア児を育てる保護者の皆さんからご相談、ご要望をいただけてきました。現在もこのような保護者の方より、ご意見をいただいたうえで、当事者が求めるセンターを設立するために、センターのありかたについて以下の通り要望させていただきます。

一、多数の関係機関の連携・情報収集に努めること。とりわけ、県教委、県保健医療部との連携を強めること。

医ケア児保護者の長年の不満の一つは「行政のたらいまわし」です。センターは極力多数の関係機関と連携し、情報を収集し、たらいまわしのおこらないよう努めること。医ケア児は、病院との関係が深く、県保健医療部がセンター運営に関与する必要があります。また、学齢期になると相談内容は学校に関わることが増大します。センターには教育局からも職員を派遣するよう求めます。

一、保育施設・学校・就労支援施設・短期入所施設・入所施設など施設や制度づくりの推進力となるべき

当事者の切実な願いは、受け入れ支援施設・団体が少ないということです。県のアンケートにも、利用できない制度として、特別支援学校の送迎バスへの乗車やレスパイト、短期入所施設が挙げられています。センターは関係部署や団体へ常に働きかけ医ケア児の利用拡大を進めていただきたいと思います。

一、センター運営は、県の直営で。

上述したように、県教委や県保健医療部との連携強化や、支援施設づくりの推進力となることは、いち民間法人では不可能です。県が責任をもって、関係部署から職員を派遣して、直営で行うべきです。